

住宅のリフォーム・解体でお悩みの方へ  
**令和5年度**  
 リフォーム・解体の助成金  
**あんしん住宅助成事業**

**助成要件**

- 1 世帯全員が市税などの滞納がないこと
  - 2 令和5年度4月1日以降に申請し、交付決定後に着工すること
  - 3 市内に事務所があり、建設業の許可を持った業者または個人事業者が施行する工事
- ※令和3年3月31日までに限度額の助成金を取得したことがある方も新たに申請ができません。

**対象者**

赤平市に住宅を所有している方  
 ※老朽住宅解体工事は市外在住者も対象

**対象外の工事**

- 増築工事
- トイレの水洗化
- 車庫や物置
- 門扉
- ロードヒーティング
- 融雪槽 など



対象工事・工事費

助成内容

**50万円以上のリフォーム工事**

新築後5年経過

- 外部塗装
- 外壁張り替え
- 内装改修
- 水回り改修 など

助成率 **15%**  
 限度額 **50万円**

**50万円以上のリフォーム工事**

18歳未満の子どもがいる世帯

助成率 **20%**  
 限度額 **75万円**

**50万円以上の老朽住宅解体工事**

昭和56年5月31日以前に着手した住宅  
 ※併用住宅を含む

助成率 **25%**  
 限度額 **30万円**

**100万円以上の耐震改修工事**

診断の結果、耐震不足と判定された住宅

助成率 **20%**  
 限度額 **50万円**



問合せ

市役所建設課建築係

☎ 32-1844

平日8時30分～17時

市内業者の紹介・申請先

赤平建設業協会

☎ 32-2549

平日8時30分～17時



# 住宅リフォームに伴う減税制度

一定の要件を満たした場合に  
受けることができます。



## 減税制度を利用するときのポイント

- 消費者の方が、申告期間内に税務署や市区町村などに申告することが必要です。
- 増改築等工事証明書などの証明書が必要です。
- 証明書は、建築工務所登録をしている事務所の建築士など発行者要件を満たした者が発行します。

## ◆固定資産税の減額(市役所税務課)

※必ず事前にご相談ください。

リフォームの種類	軽減額	備考
①耐震	2分の1	● 家屋面積120㎡まで ● 同年②③との併用不可
②バリアフリー	3分の1	● 家屋面積100㎡まで ● 同年③との併用可(3分の2) ● 同年①との併用不可
③省工ネ	3分の1	● 家屋面積120㎡まで ● 同年②との併用可(3分の2) ● 同年①との併用不可
④長期優良住宅化	3分の2	● 家屋面積120㎡まで ● 同年①または③を行ない(増改築)長期優良住宅認定を受けた場合

減額期間 1年間(工事完了年の翌年度分)

申請期間 工事完了後3カ月以内

申請先 赤平市役所 税務課市税係

制度期間 令和6年3月31日まで

※リフォームの種類により居住者、住宅、工事費などの要件が異なります。

問合せ 市役所税務課市税係

☎ 32-2219

## ◆所得税の減額(税務署)

### ①リフォーム促進税制

控除期間 1年

(改修工事を完了した日の属する年分)

最大控除額 105万円

制度期間 令和5年12月31日まで

### ②住宅ローン減税

控除期間 改修後、居住を開始した年から10年

最大控除額 140万円

制度期間 令和7年12月31日まで

申請先 ①②共に税務署

※詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。

■国税庁 タックスアンサー

<https://www.nta.go.jp/taxes/>

[shiraberu/taxanswer/index2.htm](http://shiraberu/taxanswer/index2.htm)



## 赤平消防署

### 消防指揮車更新!

平成13年から22年間使用した消防指揮車を更新し、3月2日に赤平消防署に配置しました。

この車両は、各種災害時における現場指揮活動および資機材搬送を目的として運用します。

問合せ

赤平消防署 警防課警防係

☎ 32-3181

